

### (13) 飲酒運転の根絶に向けた関係省庁の取組について

#### 1. 「常習飲酒運転者対策の推進について」を踏まえ、飲酒運転を根絶する観点から取り組んでいるもの

府省庁	取組名	取組概要（実施目的、概要等）	備考（実施場所、箇所数、件数、予算、期間等）
内閣府	<p>専門相談機関、専門医療機関の周知</p> <p>ホームページを活用したアルコールが身体に及ぼす影響等についての広報啓発</p> <p>酒類業組合等に対する要請</p> <p>損害保険業界団体に対する要請</p>	<p><b>【目的及び概要】</b> 厚生労働省の協力を得て、アルコールに関する専門相談機関、専門医療機関の都道府県別リストを作成し、都道府県に対して配付した。また、内閣府ホームページに掲載した。</p> <p><b>【目的及び概要】</b> 内閣府ホームページにおいて、厚生労働省等の協力を得て、アルコールが身体に及ぼす影響等に関する同省ホームページへのリンクにより、広報啓発を実施した。</p> <p><b>【目的及び概要】</b> 酒造業界に対し、「飲酒運転の根絶に向けた取組の要請について」と題する文書により、適正飲酒の積極的な広報の実施について要請した。</p> <p><b>【目的及び概要】</b> 損害保険業界団体に対し、「飲酒運転の根絶に向けた取組の要請について」と題する文書により、飲酒運転については本人の怪我や車の損害は保険の対象とならないものがあること等についての周知を図るよう要請した。</p>	<p><b>【日時】</b> 平成 19 年 4 月 24 日付け</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 20 年 4 月</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 20 年 4 月</p>

	<p>常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究</p> <p>海外における常習飲酒運転者対策の事例の調査</p>	<p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>今後の常習飲酒運転者対策のあり方の検討に活用することを目的として、常習飲酒運転者の実態把握、常習飲酒運転者対策についての課題の抽出及び対策の検討及び既に総合的な取組を進めている諸外国の例を参考とした総合的な常習飲酒運転者対策のあり方等についての検討を行う。</p> <p>平成 20 年度の「常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究」において、関係団体の協力を得て、海外における常習飲酒運転者対策の事例を調査した。</p>	<p><b>【実施期間】</b> 平成 20 年度及び平成 21 年度の 2 ヶ年</p> <p><b>【予算】</b> 平成 20 年 28,425 千円 平成 21 年 13,814 千円</p>
警察庁	アルコール依存症の専門相談機関等の情報提供	<p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>アルコール依存症について相談を行っている全国の精神保健福祉センター及び保健所、アルコール依存症専門治療施設、アルコール依存症者受入可能社会復帰施設のリストの提供を厚生労働省から受け、各都道府県警察に送付するとともに、飲酒学級や適性相談の機会に飲酒行動のは正についての相談があった場合に当該機関を教示したり、各種安全運動等の機会に当該機関を紹介することなど、その有効な活用を各都道府県警察に指示した。</p>	<p><b>【実施時期】</b> 平成 20 年 1 月から実施</p>
	アルコール依存症に関する正しい知識の普及・啓発	<p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>処分者講習等において、アルコール依存症の危険性に関する教育に努めた。また、アルコール依存症に関する知識の普及・啓発用リーフレット「あなたの飲み方は大丈夫ですか？あなたとあなたの家族を守るために」の提供を厚生労働省から受け、各都道府県警察に送付するとともに、飲酒学級や適性相談の機会をとらえ、受講者や相談者に本人の疾患の自覚と専門医療機関への受診を促すための参考したり、各種安全運動等の機会に配布するなど、その有効な活用を各都道府県警察に指示した。</p>	<p><b>【実施時期】</b> 平成 20 年 4 月から実施</p>

	<p>飲酒学級の講習内容の充実</p> <p>常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究</p>	<p><b>【目的及び概要】</b> 停止処分者講習において飲酒運転違反者を集めて行う飲酒学級の拡充に努めるとともに、飲酒運転防止のため飲酒学級等における講習内容の充実を図った。</p> <p><b>【目的及び概要】</b> 常習飲酒運転者対策を強化するため、処分者講習の受講者に対し、アンケートや面接による実態調査を実施し、講習効果の検証と内容の改善に向けた検討を行うことを目的に平成20年度から2か年の予定で「常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する研究」を実施している。</p>	<p><b>【実施時期】</b> 平成19年7月から実施</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成20年度及び21年度の2か年</p> <p><b>【予算】</b> 平成20年度 9,320千円 平成21年度 2,825千円</p>
法務省	飲酒運転事犯受刑者に対する処遇の充実	<p><b>【目的及び概要】</b> 交通事犯受刑者に対する処遇の充実を目的として、刑事施設においては、交通事犯者のうち、特に飲酒運転事犯者に対し、アルコール問題に取り組む自助グループによるグループワークの実施拡大や飲酒問題に対応した新たな処遇プログラムの開発・実施を図る。</p>	<p><b>【実施期間】</b> 平成20年度から実施</p> <p><b>【予算】</b> 平成20年度 2,530千円 平成21年度 4,020千円</p>
	飲酒運転事犯者に対する保護観察の実施	<p>飲酒運転事犯者に対する飲酒運転防止のための指導教材を作成し、保護観察官等による指導監督を強化するなどして、飲酒運転事犯者の同種再犯を防止している。</p>	<p><b>【予算】</b> 平成20年度 3,549千円 平成21年度 3,549千円</p> <p><b>【期間】</b> 平成20年度～</p>
厚生労働省	「節度ある適度な飲酒」のあり方等についての普及・啓発	<p>アルコール対策に資するため厚生労働科学研究（※）を踏まえて作成された「アルコールの影響と適度な飲酒について」の資料を都道府県、政令市、特別区、関係団体等に対し配布。</p> <p>※平成19年度厚生労働科学研究「我が国における飲酒の実態ならびに飲酒に関連する生活習慣病、公衆衛生上の諸問題とその対策に関する総合的研究」主任研究者 石井裕正（慶應大学医学部名誉教授）</p>	

国土交通省	アルコール・インターロック装置に関する技術課題検討のための調査	平成19年1月に学識経験者、メーカー、関係省庁等からなる検討会を設置し、平成19年末アルコール・インターロック装置が満たすべき技術的要件を規定した技術指針（案）等を取りまとめた。	【実施期間】 平成18年度～平成19年度
防衛省	常習飲酒運転者対策について防衛省内への周知	交通対策本部長決定された常習飲酒運転者対策について防衛事務次官の通達、通知により防衛省内に周知を図った。	平成20年1月11日付け交通対策本部決定について（20.2.15防運運第1718号）

2. 「常習飲酒運転者対策の推進について」によらないものであって、飲酒運転を根絶する観点から取り組んでいるもの

府省庁	取組名	取組概要（実施目的、概要等）	備考（実施場所、箇所数、件数、予算、期間等）
内閣官房	所属職員等に対する周知徹底等	所属職員等に対する周知徹底、会議・研修等による意識啓発を実施した。	
内閣法制局	所属職員等に対する周知徹底等	局内 LAN による周知徹底のほか、研修等による意識啓発を実施している。	
人事院	各府省に対する通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省人事担当部局長等に対して「職員の飲酒運転に対する厳正な対応について」（人事院事務総局職員福祉局長通知）を発出した。</li> <li>・各府省庁事務次官等に対して、「懲戒処分の指針について」（人事院事務総長通知）を発出した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年 9 月 25 日付け</li> <li>・平成 20 年 4 月 1 日付け</li> <li>・継続して実施。</li> <li>・継続して実施。</li> </ul>
	様々な機会を捉えた飲酒運転防止にかかる広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始等、飲酒の機会が増える時期をとらえ、全職員に対し、飲酒運転の防止について、院内 LAN 上に周知文を掲載、また文書を回覧する等、周知徹底を行っている。</li> </ul>	
	研修における周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各階層別研修において、服務・倫理保持の一環として飲酒運転防止について周知徹底を行っている。</li> </ul>	
内閣府	交通安全シンポジウム「なくそう！飲酒運転」の実施	<p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>関係機関・団体の連携、協力の下、飲酒運転被害者による基調講演や専門家によるパネルディスカッションを通じ、地域、職域等における飲酒運転の根絶に向けた取組の推進と気運の醸成を図り、もって、飲酒運転に対する国民の意識改革を促進することを目的として開催した。また、同シンポジウムのポスターを内閣府ホームページに掲載した。</p>	<p><b>【日時】</b></p> <p>平成 18 年 12 月 19 日（火）13:30～16:30</p>

	<p>第27回交通安全シンポジウム「飲酒運転の根絶を目指して」一家庭・職場・地域の果たす役割一」の実施</p> <p>第29回交通安全シンポジウム「飲んだら、乗るまあ、乗らすまあ」－飲酒運転の根絶はあなたから－」の実施</p> <p>アルコールが心身に及ぼす影響や相談先を掲載したパンフレットの作成</p> <p>全国交通安全運動</p>	<p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>学識経験者等の専門家による研究発表、討議等を通じて、交通事故防止のための有効かつ適切な提言を得るとともに、国民の交通安全意識の高揚を図ることを目的として、飲酒運転の根絶をテーマとするシンポジウムを開催した。</p> <p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>医療や地域福祉、運輸業界、交通心理学会の最前線で活躍する専門家及び市民による研究発表、討議等を通じて、飲酒運転を根絶するための方策について検討するとともに、飲酒運転の根絶に向けた機運を醸成するためにシンポジウムを開催した。</p> <p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>第27回シンポジウムに合わせ、栃木県と共同で、アルコールが心身に及ぼす影響や相談先を掲載したパンフレットを作成し、県内の関係先で配付した。また、内閣府ホームページに掲載した。</p> <p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、春及び秋に「全国交通安全運動」を実施しているが、平成19年以降、全国重点に飲酒運転の根絶を掲げ、飲酒運転の根絶にむけた交通安全意識の向上に取り組んでいる。</p>	<p><b>【日時】</b> 平成19年11月14日（火）13:25～16:40</p> <p><b>【日時】</b> 平成21年11月26日（木）13:00～16:40</p> <p><b>【部数】</b> 10,000部</p> <p><b>【全国交通安全運動交通安全教室参加人数】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>19年春 3,283,372人</td> </tr> <tr> <td>19年秋 2,851,014人</td> </tr> <tr> <td>20年春 2,962,000人</td> </tr> <tr> <td>20年秋 2,601,000人</td> </tr> </table> <p><b>【全国交通安全運動交通ボランティア等活動人数】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>19年春 1,156,740人</td> </tr> <tr> <td>19年秋 1,235,492人</td> </tr> </table>	19年春 3,283,372人	19年秋 2,851,014人	20年春 2,962,000人	20年秋 2,601,000人	19年春 1,156,740人	19年秋 1,235,492人
19年春 3,283,372人									
19年秋 2,851,014人									
20年春 2,962,000人									
20年秋 2,601,000人									
19年春 1,156,740人									
19年秋 1,235,492人									

			20年春 1,054,000人 20年秋 1,049,000人
金融庁	所属職員等に対する周知徹底等	所属職員等に対する周知徹底、会議・研修等による意識啓発を実施した。	
警察庁	全国一斉飲酒運転根絶キャンペーン	<p><b>【目的及び概要】</b>            「飲酒運転は絶対にしない、させない」という国民の規範意識の更なる確立を図るべく、「飲酒運転根絶シンポジウム」を開催し、飲食店や交通関係業界等の取組みを紹介するとともに、今後における飲酒運転対策や常習飲酒運転者対策などを検討したほか、「全国一斉飲酒運転根絶キャンペーン」を展開し、ポスター、チラシや各種メディアを活用した広報啓発、飲酒運転の危険性に関する実証実験等を収録した安全教育用DVDを活用した交通安全教育、全国一斉飲酒運転取締り等を集中的かつ効果的に推進した。</p>	<p><b>【実施時期】</b>            平成20年10月（「飲酒運転根絶シンポジウム」は10月9日開催）  <b>【予算】</b>            平成20年度 14,736千円</p>
	警察庁ホームページによる広報啓発	<p><b>【概要】</b>            飲酒運転の根絶を図るため、警察庁ホームページにおいて、アルコールが身体に及ぼす影響、改正道路交通法の概要（飲酒運転に対する厳罰化等）、飲酒運転による交通事故発生状況等に関する情報を掲載し、広報啓発を行っている。</p>	<p><b>【実施時期】</b>            平成21年3月2日更新</p>
	飲酒運転根絶チラシによる広報啓発	<p><b>【概要】</b>            平成21年6月に施行された改正道路交通法等により、飲酒運転等悪質・危険運転者に対する行政処分が大幅に強化されたことから、改正概要や飲酒運転の危険性、ハンドルキーパー運動の推進等を記載した飲酒運転根絶チラシを作成し、 국민に広く配布することで周知徹底を図った。</p>	
	飲酒運転を許さない社会環境づくり	<p><b>【目的及び概要】</b>            酒類の製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係団体に対し、警</p>	<p><b>【関係団体への協力要請文書の発出】</b>            平成18年 30団体</p>

	<p>察庁交通局長名で、飲酒運転防止の協力を要請する文書を発出したほか、(財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」(自動車によりグループで酒類提供飲食店に来たときには、その飲食店の協力を得て、グループ内で酒を飲まず、ほかの者を安全に自宅まで送る者(ハンドルキーパー)を決め、飲酒運転を根絶しようという運動)の普及に協力するなど、飲酒運転を許さない社会環境づくりに取り組んでいる。</p> <p><b>【目的及び概要】</b> 飲酒運転根絶の受け皿としての「安全で良質な運転代行サービス」の利用環境改善のために警察庁及び国土交通省が講ずる具体的な方策をとりまとめた。 また、国家公安委員会規則及び国土交通省令の改正、都道府県警察及び運輸支局等に対する通達の発出等により、プログラムに盛り込まれた施策を実施している。</p> <p><b>【目的及び概要】</b> 警察庁では、飲酒運転の取締りや飲酒運転の周辺者の捜査を推進するよう都道府県警察を指導している。 都道府県警察では、夜間における取締体制を確保し、飲酒運転に係る取締り結果や交通事故発生状況を的確に分析の上、飲酒運転が常態的に見られる時間・場所等を考慮して取締りの強化を図っている。 また、飲酒運転を検挙した際は、運転者に対する捜査のみならず、車両等の使用者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、車両等提供、酒類提供及び要求・依頼しての同乗に対する罰則規定の適用や教唆・帮助行為の捜査を的確に推進している。</p>	<p>平成 19 年 32 団体 平成 20 年 32 团体 平成 21 年 32 团体</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 20 年から実施</p> <p><b>【取締件数】</b> 平成 20 年            • 飲酒運転 50,236 件                うち 酒酔い運転 969 件                酒気帯び運転 49,267 件                (0.25mg/以上) 26,531 件                (0.15mg/以上) 22,736 件            • 車両等提供罪 220 件            • 酒類提供罪 90 件            • 要求・依頼同乗罪 1,011 件            • 教唆・帮助 70 件</p> <p><b>【予算】</b> アルコール検知器等の整備に関する補助金</p>
--	--	---

			平成 20 年度 94,042 千円 平成 21 年度 82,849 千円
	行政処分の強化  職務倫理教養	<p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>改正道路交通法により、酒酔い運転を理由として免許を拒否等された場合の欠格期間の上限が 5 年から 10 年に引き上げられる。また、酒気帯び運転の法定刑が引き上げられたことなどを踏まえ、道路交通法施行令が改正され、酒気帯び運転等の基礎点数を引き上げられる。これらにより、飲酒運転をした者に対する行政処分を強化する。</p> <p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>警察では、従前より、各級警察学校及び職場で実施している職務倫理教育において、飲酒の心得として、酒の功罪、飲酒する場合の留意事項（場所、時間、相手等）、飲酒に伴う各種事故防止についての教育を実施している。</p>	<p><b>【施行期日】</b> 改正法と改正施行令の施行は、平成 21 年 6 月 1 日</p> <p><b>【対象】</b> 全警察職員</p>
公正取引委員会	飲酒運転根絶のための職員への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各階層別研修の服務規律に関する講義において、飲酒運転防止の徹底を周知している。また、管理職研修においては、部下による飲酒運転の防止について適切に指導するよう周知している。</li> <li>・ 毎年春と秋に行われる交通安全運動の際に、全職員に対し、飲酒運転防止の徹底を周知している。</li> <li>・ 国家公務員倫理週間等において、事務総長から全職員に対し、飲酒運転の根絶について講話している。</li> <li>・ 関係当局が作成する飲酒運転防止に関するポスターを掲示し、職員に対する注意喚起を行っている。</li> <li>・ 飲酒運転を行った者等に対しては、「懲戒処分の指針について」（平成 12 年 3 月 31 日付け各省各庁事務次官及び各外局の長あて人事院事務総長通知）に基づき、厳正に対処することとしている。</li> </ul>	
宮内庁	所属職員等に対する	所属職員等に対する周知徹底、会議・研修等による意識啓発を実	

	周知徹底等	施した。	
総務省	飲酒運転の防止について  飲酒運転等の根絶について（通知）  局議、幹部会等での周知、指導の徹底  研修等での周知徹底  都道府県、政令指定市への通知の発出	<p>福岡市職員等公務員による飲酒運転事故の多発を受け、平成18年9月8日に、官房秘書課長通知「飲酒運転の防止について」を発出した。</p> <p>「飲酒運転の根絶について」（平成18年9月15日交通対策本部決定）等に基づき、飲酒運転の根絶に向けて、職員あてに官房長通知（平成18年9月29日）を発出した。</p> <p>各部局、地方支分部局等においては、局議、幹部会等において職員への指導の徹底を図るとともに、メール等で全職員へ周知、関係団体への周知、外部講師（所管の警察署）を招き研修・講演の実施、乗用車・二輪車・自転車で通勤している職員への個別指導、懇親会等において注意の呼びかけ 等の取組を実施した。</p> <p>本年度も、各地方部局の総務部長クラスを集めた会議等で継続して周知徹底を図っている。</p> <p>各種研修（新規採用職員研修、人事・会計等担当者研等）において、服務・倫理保持の一環として周知、指導している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県、政令指定市に対して「職員による飲酒運転の根絶について」（平成18年10月5日付け 公務員課長通知）を発出した（市区町村に対しては都道府県から通知）。</li> <li>・都道府県、政令指定市に対して「地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について」（平成18年11月7日付け 事務次官通知）を発出した（市区町村に対しては都道府県から通知）。</li> </ul>	平成18年9月8日  平成18年9月29日  継続して実施中  ・平成18年10月5日付け  ・平成18年11月7日付け
消防庁	所属職員等に対する周知徹底等	所属職員等に対する周知徹底、会議・研修等による意識啓発を実施した。	

法務省	所属職員等に対する周知徹底等	所属職員等に対する周知徹底、会議・研修等による意識啓発を実施した。	
外務省	飲酒運転防止に関する職員への周知徹底・注意喚起等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各交通安全運動の実施に際し、人事課より全省員宛に同運動の実施につき案内するとともに飲酒運転に関する注意喚起を実施</li> <li>・その他、年末の時期において、人事課長より全省員宛に「年末年始における綱紀の厳正な保持について」を発出し、飲酒運転に関する注意喚起を実施</li> <li>・飲酒運転の厳罰化に伴う「懲戒処分の指針」の一部改正につき職員に周知するとともに、併せて飲酒運転に関する注意喚起を実施</li> </ul>	<p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いざれも全省員を対象に実施</li> </ul> <p><b>【実施時期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各交通安全運動期間（春・秋の2回）に実施</li> <li>・年末（11月乃至12月）に実施</li> <li>・「懲戒処分の指針」が改正された20年4月に実施</li> </ul>
財務省	飲酒運転の根絶に係る職員の意識啓発	<ol style="list-style-type: none"> <li>① ポスター及びリーフレットの作成及び配布。</li> <li>② 警察署から啓発パンフレット等の入手及び配布。</li> <li>③ 各職員に対する電子掲示板及びメールによる注意喚起。</li> <li>④ 幹部職員に対し、各種会議において飲酒運転の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、部下職員への指導徹底を指示。</li> <li>⑤ 監察官等が各種研修において飲酒運転防止の講話を実施。</li> <li>⑥ 警察署から講師を招いて飲酒運転防止の講話及び交通安全教育映画（ビデオ）による研修を実施。</li> <li>⑦ 自動車学校、警察署などを利用した安全運転講習会を実施。</li> <li>⑧ 監察官による定例の身上把握の際、個々の職員に対して飲酒運転防止の指導を実施。</li> <li>⑨ 飲酒運転防止マニュアル（日本損害保険協会編）を配布。</li> <li>⑩ 飲酒運転に起因する事故等の非行事例の配布。</li> <li>⑪ 職員の家族に対して、協力を依頼する文書を配布。</li> </ol>	
	飲酒運転の根絶に資する物品の設置等	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 官用車を運転する者に対し、アルコール検知器による検査及び当該検知器設置の拡充を検討。</li> </ol>	

国税庁	飲酒運転の根絶に係る職員の意識啓発	<p>① 全職員を対象としたビデオ、外部講師を活用した研修</p> <p>② 管理者等への研修</p> <p>③ 各種会議での周知（局長、署長、総務部長、総務課長、統括官等）</p> <p>④ パソコンのポータルサイトを活用した、職員向け広報誌による情報提供、長期休暇前の注意喚起</p> <p>⑤ リーフレットの作成及びポスターの貼付</p> <p>⑥ 飲酒運転に起因する事故等の非行事例の配布</p> <p>⑦ 無事故・無違反競争(安全運転管理協会主催)への参加</p> <p>⑧ 税務大学校研修生に対する班別ミーティング</p>	平成18年以降、いずれの施策も継続的に実施している。
	飲酒運転の根絶に資する物品の設置等	<p>アルコール検知器の設置 官用車使用前にアルコール検知器による確認を実施している。</p>	平成18年以降設置
	国税庁ホームページによる周知・啓発	<p><b>【概要】</b> 飲酒運転の根絶に向けた周知・啓発のため、国税庁ホームページに情報を掲載している。</p>	
	広報ポスターによる周知・啓発	<p><b>【概要】</b> 「未成年飲酒防止対策」の推進に向けた周知・啓発のためのポスターに、飲酒運転禁止の旨を併せて記載している。</p>	
	所管する酒類業組合等への周知・啓発依頼	<p><b>【概要】</b> 酒類業組合等に対し、飲酒運転の根絶に向けた周知・啓発について依頼している。</p>	<p><b>【参考：酒類業組合等における取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲酒運転禁止に関するポスター及びステッカー等の作成及び掲示、並びに消費者及び組合員等への配付</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告媒体（テレビ、新聞・雑誌、ホームページ、交通広告、パンフレット及びポスター等）への飲酒運転禁止メッセージの挿入</li> <li>・ 「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」の実施（全国小売酒販組合中央会主催、国税庁後援）。</li> <li>・ 酒類販売管理者制度における「酒類の販売業務に関する法令に係る研修」において、飲酒運転の根絶に向けた周知・啓発を実施。・ 官公庁及び地方自治体等が主催する飲酒運転禁止に関するキャンペーンへの参加及び周知。</li> </ul>
文部科学省	<p>平成19年春の全国交通安全運動の実施について</p> <p>「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」、「自転車の安全利用の促進について」及び「後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について」の</p>	<p>・「平成19年春の全国交通安全運動推進要綱」（平成19年2月1日交通対策本部決定）に基づき、飲酒運転の根絶等について、各都道府県教育委員会及び関係機関（国公私立学校を含む）あてに文部科学省スポーツ・青少年局長、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省高等教育局長通知（平成19年3月26日付18国文科第44号）を発出した。</p> <p>・「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」（平成18年9月15日交通対策本部決定）等に基づき、飲酒運転の根絶に向けて、文部科学省及び付属機関あてに文部科学事務次官通知（平成19年8月13日付19国文科人第71号）を発出した。</p>

	<p>決定について</p> <p>平成19年秋の全国交通安全運動の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成19年秋の全国交通安全運動推進要綱」（平成19年7月10日交通対策本部決定）に基づき、飲酒運転の根絶等について、各都道府県教育委員会及び関係機関（国公私立学校を含む）あてに文部科学省スポーツ・青少年局長、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省高等教育局長通知（平成19年9月12日付19国文科ス第16号）を発出した。</li> </ul> <p>平成20年春の全国交通安全運動の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成20年春の全国交通安全運動推進要綱」（平成20年1月11日交通対策本部決定）に基づき、飲酒運転の根絶等について、各都道府県教育委員会及び関係機関（国公私立学校を含む）あてに文部科学省スポーツ・青少年局長、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省高等教育局長通知（平成20年3月27日付19国文科ス第37号）を発出した。</li> </ul> <p>平成20年秋の全国交通安全運動の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成20年秋の全国交通安全運動推進要綱」（平成20年7月3日交通対策本部決定）に基づき、飲酒運転の根絶等について、各都道府県教育委員会及び関係機関（国公私立学校を含む）あてに文部科学省スポーツ・青少年局長、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省高等教育局長通知（平成20年9月2日付20国文科ス第16号）を発出した。</li> </ul>	
厚生労働省	<p>飲酒運転根絶のための職員周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「飲酒運転の根絶について」（平成18年9月15日交通対策本部決定）等に基づき、飲酒運転の根絶に向けて、職員あてに官房長通知（平成18年9月26日）等を発出した。</li> <li>・「綱紀の厳正な保持」についての人事課長通知を毎年末発出し、飲酒運転防止の指導・強化を図るよう指示した。</li> <li>・職員研修の場においても、飲酒運転の防止に努めるよう指導。</li> </ul>	

	乗務前アルコール検知実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒運転を行った者等については、「懲戒処分の指針について」(人事院)等に基づき、厳正に対処している。</li> </ul> <p>※飲酒運転等について、処分が一層厳正に行われるよう平成20年4月1日付で同指針が一部改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化するため、厚生労働本省に勤務する運転手に対し、公用車を運転する（乗務）前にアルコール検知器による検査を義務付けている。</li> </ul>	平成18年10月から実施。
農林水産省	飲酒運転の根絶について	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年9月15日 職員に対する注意喚起を行った。</li> <li>平成19年7月20日 職員に対する注意喚起を行った。</li> <li>平成20年4月1日「懲戒処分の指針について（人事院事務総長通知）」の一部が改正され、飲酒運転に関する懲戒処分が厳罰化されことに伴い、改めて飲酒運転根絶の取組を行った。</li> <li>平成20年12月11日 職員に対する注意喚起を行った。</li> <li>平成21年1月13日 職員に対する注意喚起を行った。</li> <li>平成21年3月10日 職員に対する注意喚起を行った。</li> <li>平成21年4月3日 職員に対する注意喚起を行った。</li> <li>平成21年8月7日 職員に対する注意喚起を行った。</li> </ul>	<p>※参考 懲戒処分（酒気帯び運転等）</p> <p>平成18年度：減給4名、戒告1名</p> <p>平成19年度：減給3名、戒告1名</p> <p>平成20年度：免職1名、停職2名、減給1名</p>
	年末年始における綱紀の厳正な保持について	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年12月、総務省より「年末年始における綱紀の厳正な保持について」の通知を受けた際、併せて飲酒運転についても行わないよう職員に対し通知を行っている。</li> </ul>	
水産庁	所属職員等に対する周知徹底等	所属職員等に対する周知徹底、会議・研修等による意識啓発を実施した。	
経済産業省	所属職員等に対する周知徹底等	所属職員等に対する周知徹底、会議・研修等による意識啓発を実施した。	

	関係団体に対する文書による協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本経済団体連合会外4団体に対して、「飲酒運転根絶に向けた協力依頼」(平成18年9月22日付 経済産業大臣通知)を発出した。</li> <li>・酒類を販売する日本チェーンストア協会外11団体に対して、「飲酒運転根絶に向けた協力依頼」(平成18年9月27日付 大臣官房商務流通審議官通知)を発出した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年9月22日付け</li> <li>・平成18年9月27日付</li> </ul>
国土交通省	<p>懲戒処分の実施</p> <p>所属職員等に対する周知徹底等</p> <p>「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施</p> <p>全国交通安全運動の実施</p>	<p>飲酒運転、酒気帯び運転等を行った職員に対して、人事院の「懲戒処分の指針」を踏まえ、国家公務員法第82条に基づく懲戒処分を行っている。</p> <p>所属職員等に対する周知徹底、会議・研修等による意識啓発を実施した。</p> <p>「年末年始の輸送等に関する安全総点検」における重点点検事項の一つとして「飲酒運転を防止するための体制整備状況」を設定し、各地方運輸局等を通じて、輸送機関等における適切な点検を行うよう指導するとともに、期間内に可能な範囲で国土交通省職員による現地確認を実施した。また、同ポスターを12,000枚作成し、輸送機関等に配布した。</p> <p>全国交通安全運動推進要綱の全国重点を踏まえた国土交通省実施計画を毎回策定し、「飲酒運転の根絶」に向けた取組を推進した。特に事業者用自動車の安全運行の確保のため、酒気帯び運転の根絶を目指し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器の普及促進を行い、アルコール検知器の適正な使用など厳正な点呼の実施を徹底した。</p>	<p>【実施期間】</p> <p>平成18年12月10日～平成19年1月10日  平成19年12月10日～平成20年1月10日  平成20年12月10日～平成21年1月10日  平成21年12月10日～平成22年1月10日</p> <p>【実施期間】</p> <p>毎年4月6日～4月15日及び9月21日～30日(平成19年春は5月11日～5月20日)</p>

<p>飲酒運転根絶を考えるシンポジウム～公共交通機関ができること～の開催</p>	<p><b>【目的および概要】</b> 海外の飲酒運転に対する先進的な取り組みの紹介を踏まえ、公共交通機関、飲食業、駐車場業等と連携して、地域ぐるみで飲酒運転をさせないための取り組みを行っている事例を紹介し、議論を深めることにより、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを促すことを目的として、標記シンポジウムを国土交通省と（独）自動車事故対策機構の共催により開催した。</p>	<p><b>【実施期間】</b> 平成 19 年 3 月 26 日 <b>【実施場所】</b>国連大学</p>
<p>アルコール検知器の実態調査の実施</p>	<p><b>【目的および概要】</b> 飲酒運転の根絶に向けた取り組みの 1 つの手段であるアルコール検知器の使用等について、公共交通事業者（バス、タクシー、トラック等）の営業所等へのアルコール検知器設置や始業点呼等における使用実態について調査を実施した。</p>	<p><b>【実施期間】</b> 平成 18 年 11 月～平成 19 年 1 月 <b>【公表時期】</b> 平成 19 年 4 月 20 日</p>
<p>飲酒運転根絶に向けた公共交通等の活用促進策に関する事例集等の作成</p>	<p><b>【目的および概要】</b> 夜間飲酒客による公共交通等の活用促進を図るため、地域での取組の事例等を把握し、他の地域での取組の立案検討の参考に資するよう事例集等を作成した。  公共交通機関の利用状況や飲食店の意識調査等により実態を把握し、地域において飲酒運転をさせないための取組を行っている事例を取りまとめ、分析を行った。</p>	<p><b>【実施期間】</b> 平成 18 年度～平成 19 年度</p>
<p>飲酒運転根絶に向けた公共交通活用策に関する調査研究の実施</p>	<p><b>【目的および概要】</b> 飲酒運転根絶に向け、全国での応用が可能な「飲酒運転の根絶に向けた公共交通機関等の活用促進モデル」を構築し、普及を図る。  そのため具体的に、特定地域を対象として、飲酒運転根絶や公共交通機関活用を主眼においたニーズ調査等を行い、地域に適合したプランを探り、当該プランの社会実験実施へのアドバイス、結果分析及び評価等を行う。</p>	<p><b>【実施期間】</b> 平成 20 年度～ <b>【予算額】</b> 平成 20 年度 8 百万円 平成 21 年度 4 百万円</p>

	<p>自動車運送事業者等に対する働きかけ</p> <p>「事業用自動車総合安全プラン2009」の策定</p> <p>「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」の策定</p> <p>飲酒運転防止対策に係る調査・検討</p>	<p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>① 自動車運送事業者団体等に対し、アルコール検知器の普及及びその適切な活用について指導した。</p> <p>② 自動車運送事業者団体等に対し、各団体等において作成している飲酒運転防止マニュアルの適宜適切な見直し及び実施の徹底を図るとともに、アルコール検知器の普及及びその適切な活用について指導した。</p> <p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を設定した。</p> <p><b>【実施施策】</b></p> <p>自動車運送事業の行政処分基準の改正。</p> <p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>飲酒運転根絶の受け皿としての「安全で良質な運転代行サービス」の利用環境改善のために警察庁及び国土交通省が講ずる具体的な方策を取りまとめた。</p> <p>また、国家公安委員会規則及び国土交通省令の改正、都道府県警察及び運輸支局等に対する通達の発出等により、プログラムに盛り込まれた施策を実施している。</p> <p>メーカーでは、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置以外の煩わしさの少ない飲酒運転防止技術を開発しているところであり、新たな飲酒運転防止技術の実用化のための検討を行う。</p>	<p><b>【実施期間】</b></p> <p>① 平成19年7月に実施。</p> <p>② 平成20年2月に実施。</p> <p><b>【実施期間】</b></p> <p>平成21年3月に策定。</p> <p>平成21年10月1日から施行。</p> <p><b>【実施時期】</b></p> <p>平成20年から実施</p> <p><b>【実施期間】</b></p> <p>平成21年度～</p> <p><b>【予算】</b></p> <p>平成21年度 11百万円</p>
気象庁	所属職員等に対する周知徹底等	所属職員等に対する周知徹底、会議・研修等による意識啓発を実施した。	

海上保安庁	所属職員等に対する周知徹底等	所属職員等に対する周知徹底、会議・研修等による意識啓発を実施した。	
環境省	飲酒運転の根絶について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「飲酒運転の根絶について」(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)通知)について、所属の職員に対して注意喚起及び周知徹底を行った。</li> <li>・平成20年4月1日付けで「懲戒処分の指針について(人事院事務総長通知)が改正され、飲酒運転に係る懲戒処分が厳格化されたことについて、所属の職員に対して周知を行った。</li> </ul>	
防衛省	防衛省交通安全業務計画	交通安全対策法に基づき、陸上、海上、及び航空交通に関する自衛隊内部の規定措置として、防衛省が交通の安全に関し講ずべき施策を定め、平成19年度以降、陸上交通における交通安全思想の普及徹底の一環として飲酒運転を起こさぬよう職員に呼びかけている。	
	防衛省交通安全運動(春、秋)	<p><b>【目的及び概要】</b></p> <p>広く防衛省職員に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、防衛省職員による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、春及び秋に「防衛省交通安全運動」を実施しているが、平成19年以降、重点に飲酒運転の根絶を掲げ、飲酒運転の根絶にむけた交通安全意識の向上に取り組んでいる。</p>	
	飲酒運転の根絶について(18.9.22防運第9029号)	交通対策本部長決定された常習飲酒運転者対策について防衛事務次官の通達、通知により防衛省内に周知を図った。	
	「飲酒運転の根絶に	同上	

	<p>について（改定）」の決定について（19. 5. 17 防運第5033号）</p> <p>飲酒運転の根絶に関する教育の実施について</p> <p>厳正な規律の保持</p>	<p>政府における平成18年9月15日交通対策本部決定を踏まえ、飲酒運転の根絶のため、各機関等において飲酒運転根絶教育を実施した。</p> <p>教育内容：アルコールに関する基礎知識、飲酒運転に関する刑罰等、飲酒運転の事例、飲酒運転根絶に関する討議等</p> <p>厳正な規律を保持するため、各機関等において通達等により、自衛隊員に対して、飲酒に起因する各種事故の防止等について周知徹底した。</p>	<p>教育対象者：全自衛隊員（休職者等を除く。） 教育実施者：機関等の長又は機関等の長が指名した者 期間：18.12.1～18.12.28</p> <p>実施期間：年末年始、夏季休暇期間の直前等</p>
--	---	--	---

### 3. 健康の増進等の観点から、問題飲酒の抑制に取り組んでいるもの

府省庁	取組名	取組概要（実施目的、概要等）	備考（実施場所、箇所数、件数、予算、期間等）
人事院	健康診断時における医師による指導	・定期健康診断や人間ドックの診断結果を基に、過度に飲酒の恐れのある職員に対して、健康増進の観点から飲酒の抑制につとめるよう健康管理医から面接指導を行っている。	内科診療所において、健康管理医が個別に対応。
警察庁	メール配信	<p><b>【目的及び概要】</b> 心の健康づくり推進のための予防や注意事項について、P-WANにより管理者、全職員に向けてメール配信するもの。 管理者には、アルコール依存症に対する知識及び対応を周知、全職員には、アルコールによる影響を周知</p>	<p><b>【実施時期】</b> 平成 21 年 9 月実施</p>
	各種セミナー等	<p><b>【目的及び概要】</b> 健康管理に関して、各種講義等を開催し、職員の健康管理に努めているところであるが、講義の中で、様々な観点からアルコールが身体に及ぼす影響を説明し、飲酒に関する正しい知識を付与する。</p>	<p><b>【主な内容】</b>            •「管理監督者講座」 平成 21 年 6 月実施            •「健康管理担当者講座」 平成 22 年 1 月予定            •「心の健康づくり講座」 平成 22 年 1 月予定</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 21 年 10 月実施</p>
	集団保健指導	<p><b>【目的及び概要】</b> 警察庁においては、各種講義等を開催し、職員の健康管理に努めているところであるが、そのほとんどが本庁舎において実施されるため、分庁舎に勤務する職員の受講が困難であることから、分庁舎については、保健師による巡回保健指導を実施。 パッチテストの実施、アルコールが身体に及ぼす影響について及び飲酒に関する正しい知識を付与する。</p>	

	スクリーニングテストの実施及び健康管理医による指導	<p><b>【目的及び概要】</b> 定期健康診断結果より、アルコールによる健康障害が考えられる職員については、スクリーニングテストを実施。健康診断結果とスクリーニングテストの結果により必要に応じて健康管理医による個別指導を実施。</p>	<p><b>【実施時期、実施場所】</b> 健康診断実施後より内科診療所にて実施</p>
法務省	問題飲酒対象者に対する処遇プログラムの開発	<p>問題飲酒が犯罪の重大な誘発要因となっていることから、外部専門家等の協力を得て、認知行動療法に基づく問題飲酒対象者処遇プログラムを開発する。</p>	<p><b>【予算】</b> 平成 21 年度 6,435 千円の内数 (他の処遇プログラムの検証等も行うため、予算額の切り分けができない。)</p> <p><b>【期間】</b> 平成 21 年度に開発する。</p>
国税庁	適正飲酒の推進	<p><b>【目的及び概要】</b> アルコールに起因する迷惑行為等を防止するため、国税庁ホームページに情報を掲載しているほか、酒類業組合等と連携して周知・啓発を行っている。</p>	<p><b>【参考：酒類業組合等における取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒類販売管理者制度における「酒類の販売業務に関する法令に係る研修」において、適正飲酒に向けた周知・啓発を実施。</li> </ul>
	未成年飲酒防止対策の推進	<p><b>【目的及び概要】</b> 未成年飲酒を防止するため、関係各省庁や酒類業組合等と連携して周知・啓発を行うほか、適正な販売管理の体制の整備や酒類業組合等の自主的な取組への支援を行っている。</p>	<p><b>【参考：酒類業組合等における取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者飲酒防止に関するポスター及びステッカー等の作成及び掲示、並びに消費者及び組合員等への配付</li> <li>・ 広告媒体（テレビ、新聞・雑誌、ホームページ、交通広告、パンフレット及びポスター等）への未成年者飲酒防止メッセージの挿入</li> <li>・ 「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」の実施（全国小売</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>酒販組合中央会主催、国税庁後援)。</li> <li>・ 酒類販売管理者制度における「酒類の販売業務に関する法令に係る研修」において、未成年者飲酒防止に向けた周知・啓発を実施。</li> <li>・ 関係各省庁及び地方自治体等が主催する未成年者飲酒防止に関するキャンペーンへの参加及び周知。</li> </ul>	
厚生労働省	<p>職員の一般定期健康診断実施時における保健指導の実施</p> <p>アルコールシンポジウムの開催</p>	<p>・ 本省等においては、健康増進の観点から、従来より一般定期健康診断実施時に問診票により飲酒の状況を把握し、生活習慣全般に係る保健指導の一環として飲酒に係る指導を行っている。</p> <p>・ 国民一般をはじめ、行政、保健医療関係者、教育関係者等に対しアルコール関連問題の現状を伝えるとともに、アルコール関連問題に関わる関係者が、それぞれの立場から意見を出し合い、アルコール関連問題の防止に向けた取組を呼びかけることを目的としてシンポジウムを開催。特に平成 20 年度のシンポジウムでは、アルコール関連疾患と社会問題となっている飲酒運転を中心に取り上げた。</p> <p>・ 地方自治体等において、アルコール対策を実施するにあたり、担当者が最新の動向や知識を習得し、関係機関との連携の下に、より効果的なアルコール対策を推進することができるよう支援することを目的として講習会を開催した。</p>	<p>予算：たばこ・アルコール対策推進費 (平成 20 年度) 11 百万円 (の内数)</p> <p>(平成 21 年度) 10 百万円 (の内数)</p> <p>・ 平成 20 年度アルコールシンポジウム 日時：平成 21 年 3 月 24 日 (火) 会場：国立がんセンター内国際研究交流会館 ・ 平成 20 年度たばこ・アルコール対策担当者講習会 日時：平成 21 年 2 月 13 日 (金) (予定) 会場：国立保健医療科学院内交流対応大會議室</p>

	<p>アルコール依存症臨床医等研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール依存症に関する医療、看護及び保護指導にあたる医師、保健師、看護師及び精神保健福祉士等に対して、アルコール依存症等に関する専門的な知識及び技術の研修を行いアルコール関連問題対策の充実に資することを目的とする。</li> </ul>	久里浜アルコール症センターにて実施 平成 18 年度受講者数：171 人 平成 19 年度受講者数：168 人 平成 20 年度受講者数：181 人 平成 20 年度までの累計受講者数：5, 267 人
	<p>地域依存症対策推進モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるアルコール・薬物依存症対策を推進するため、依存症対策推進計画を策定のうえ、地域の実情に応じ、自助団体及び家族会の支援、治療共同体の開設などの事業を実施することにより効果的なアルコール・薬物依存症対策を検証することを目的とする。</li> </ul>	平成 21 年度から 3 か年で実施予定 都道府県・指定都市・中核市から 15 ヶ所を選定 平成 21 年度 50 百万円